

総合特区制度について

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室

成長戦略実現のための 政策課題解決の突破口として

● 「総合特区制度」とは・・・

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に
国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる
産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した
地域活性化の取組による地域力の向上



※分野はイメージです。

- 規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施
- 「国と地方の協議会」を通じ、地域ニーズに応じた措置を累次追加

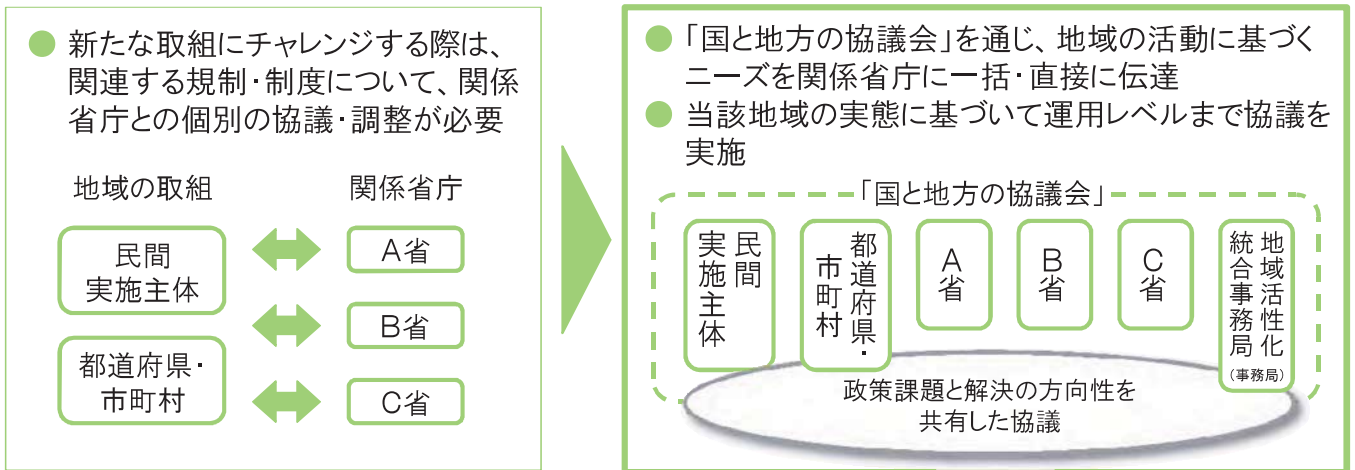
区域限定の規制の特例措置の例

- 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例（通訳案内士法の特例）
現行制度においては、外国人に対し、外国語で、有料で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得する必要がありますが、通訳案内士法の特例により、総合特区の区域内において、特区自治体による研修を経た通訳案内士以外の者（特区案内士）による有償ガイド行為を可能とします。
- 従属発電の水利権許可手続の簡素化・迅速化
（河川法・電気事業法の特例等）
地域活性化総合特区計画における特定水力発電事業（かんがい用水等の他の水利使用に従属する発電事業）に係る水利権の許可手続について、国土交通大臣の認可や関係行政機関の長との協議等を不要とする等、許可手続の簡素化・迅速化を図ります。

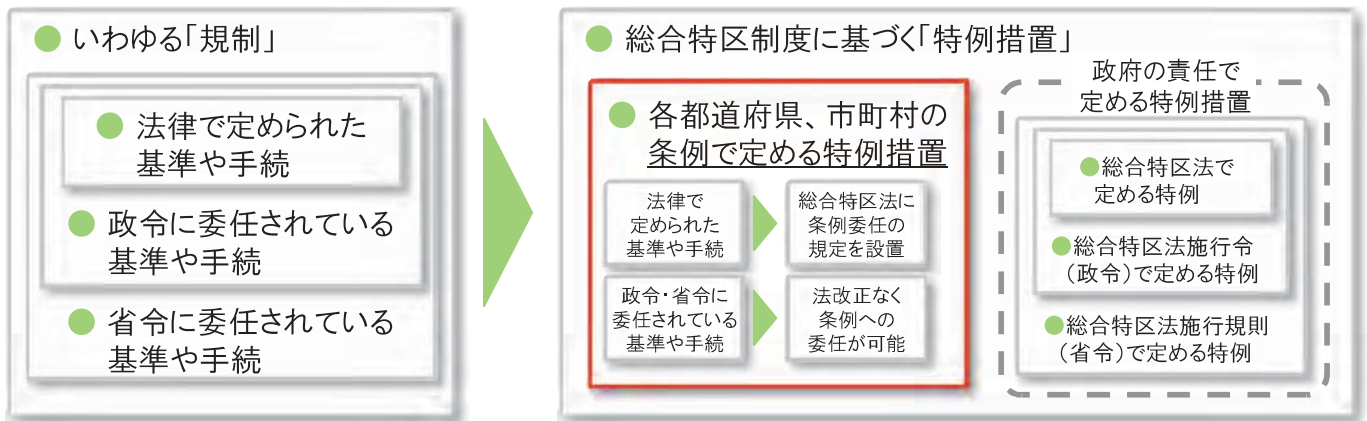


地域主権改革を 加速する突破口として

● 地域のニーズを踏まえ、複数の関係省庁と 直接協議する場が設けられます。



● 国が決めた基準や手続を条例で決められるようになります。



総合特区を活用した条例のイメージ

「〇〇市 総合特区を活用した△△な地域づくり推進条例」

(目的)

第〇条 この条例は、〇〇市の〇〇を活かし、△△な地域を推進することを目的とする。

(市の責務)

第〇条 市は、△△を推進するため、〇〇〇をしなければならない。

(総合特別区域法に基づく規制の特例措置)

第〇条 総合特別区域法施行令第〇条の規定に基づき、〇〇の基準については、
〇〇法施行令第〇条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 〇〇は、〇〇であること。
- 二 〇〇は、〇〇を有すること。
- ⋮



総合特区制度のあらまし

総合特別区域推進本部
(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域
推進WG

総合特別区域基本方針(閣議決定)

総合特区の指定申請

(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)

- ・地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
(民間実施主体との連名での申請も可)
- ・民間実施主体は、地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- ・申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

地域
協議会

地方公共団体、
民間実施主体
等により構成

総合特区の指定

- ・推進本部の意見を聴いて内閣総理大臣が指定
- ・国と地域で課題解決の方向性を「国際競争力強化方針」「地域活性化方針」として共有

総合特別区域計画の 作成・認定

- ・特例措置、支援措置の対象事業について記載

●総合特別区域基本方針策定予定事項

●総合特区制度の趣旨

- ・成長戦略等の政策課題を解決するための突破口
- ・地域の自主性、自立性を高める突破口
- ・地域の責任ある戦略が前提
- ・民間の知恵と資金を最大限活かす
- ・実現可能性ある限定区域に国と地域の政策資源を集中し、規制・制度の特例措置と税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施

●総合特区の指定基準

- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
 - ② 先駆性と一定の熟度
 - ③ 実現を支える地域資源等の存在
 - ④ 有効な国の規制・制度改革の提案
 - ⑤ 地域の責任ある関与
 - ⑥ 明確な運営母体
- ※ 国際戦略総合特別区域については少数に限定

●特例措置・支援措置事項

等

国と地方の協議会

※総合特別区域毎に設置

●構成:

- ・国の関係行政機関
- ・地方公共団体
- ・民間実施主体(企業・団体・NPO等)

等

●協議事項:

- ・新たな規制・制度の特例措置
 - ・税制・財政・金融上の支援措置 等
- ※ 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
※ 総合特区継続中は継続的に開催しPDCAサイクルを実施
(地域協議会の行う評価と連携)

国が法令等の改正を措置
(特例措置等が累次追加)

●特例措置・支援措置

※ 以下は制度創設にあたり、あらかじめ措置するものであり、法施行後、地域の提案を受け、「国と地方の協議会」の協議を経て、累次追加されます。

(1)規制の特例措置

- ①個別法・政省令等の特例
- ②地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例

(2)税制上の支援措置

- ①国際戦略総合特区 :国際競争力強化のための法人税の軽減
- ②地域活性化総合特区 :地域の志のある資金を結集するための措置

(3)財政上の支援措置

- ・総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完

(4)金融上の支援措置

- ・総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給

総合特区が実現するまで

① 総合特区に向けた「地域協議会」の組織

- 総合特区を推進する事業の民間実施主体(民間企業・団体・NPO等)と地方公共団体による官民連携の協議会の設置が必要です。
- 取組に向けた既存の協議会があれば、新たに組織する必要はありません。

② 総合特区の指定申請／規制・制度改革の提案

- 地域協議会における議論を通じて、取組に必要な規制・制度改革、支援措置に関する提案*をとりまとめてください。(規制の詳細がよくわからない等、提案のとりまとめにあたってのご相談は、地域活性化統合事務局で随時受け付けています。)
- 取組の背景となる政策課題や解決の方向性ととも、提案を地域活性化統合事務局に提出してください。

※ご提案いただく内容としては、規制改革(過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。)、国の権限・事務の地方公共団体への委譲やワンストップ化、国の関係機関の業務の見直し、国の制度、事務手続きの見直しなどを想定しています。

③ 総合特区の指定／推進方針の共有

- 指定申請を踏まえ、総合特区推進本部の意見に基づき、内閣総理大臣が総合特区の指定を行います。
- 指定にあたっては、総合特区の指定基準(「総合特区基本方針」で規定予定)に合致する必要があります。
- 指定された地域については、「推進方針*」を策定し、国と地方で政策課題と解決の方向性を共有します。

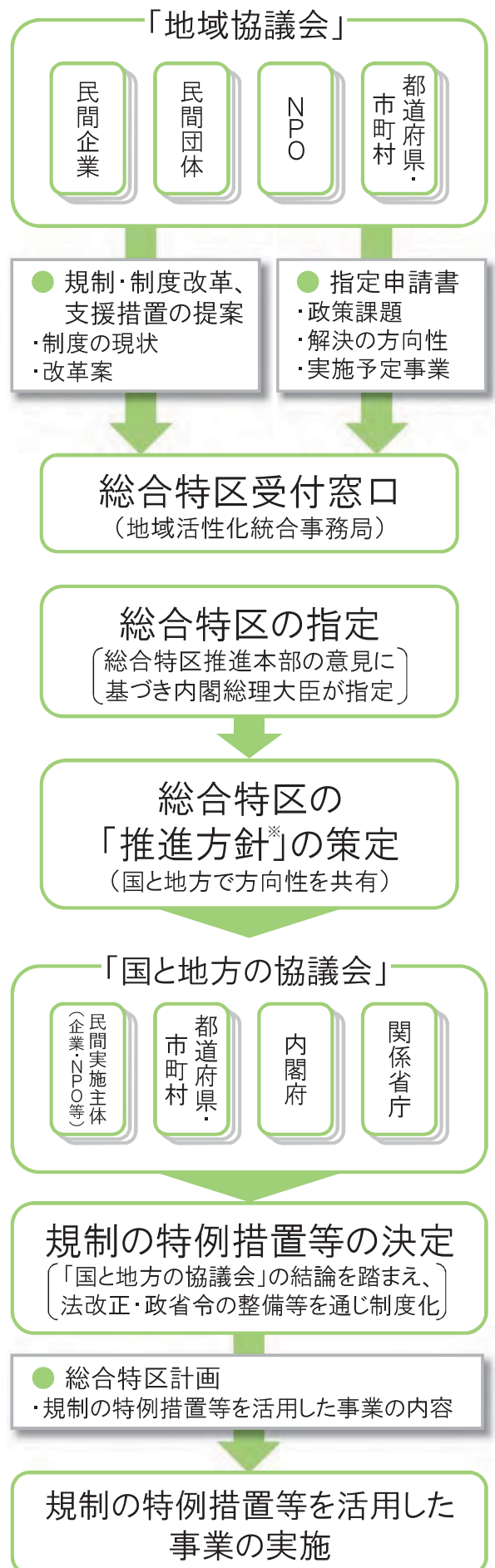
※国際戦略総合特区は「国際競争力強化方針」、地域活性化総合特区は「地域活性化方針」となります。

④ 「国と地方の協議会」の開催

- 総合特区ごとに、地域からの規制・制度改革等の提案を踏まえ、関係省庁とともに対応を協議する「国と地方の協議会」が設置されます。(事務局は地域活性化統合事務局が担います。)
- 協議会では、地域の実施主体等の皆さまに、地域の実情と規制・制度改革や支援措置の必要性について説明いただくこととなります。
- 関係省庁からは、規制の趣旨や背景、規制緩和等により懸念される事項、現行制度による支援措置について説明されます。
- その上で、当該地域における規制の特例措置等や地域のニーズを実現するための代替措置、新たな支援措置などが協議されることとなります。

⑤ 特例措置の制度化と活用

- 「国と地方の協議会」の結論が出た後に、その結論を踏まえ、政府において規制の特例措置、支援措置が制度化されます。
- 制度化された規制の特例措置等の活用のため、特例措置、支援措置を活用する事業等を記載した「総合特区計画」を作成し、国の認定を受けることとなります。
- 認定後、規制の特例措置等を活用した事業の実施が可能となります。(その後も、「国と地方の協議会」等を通じ、事業のフォローアップや措置の改善等が継続的に行われることとなります。)



規制の特例措置

地域の提案に基づく特例措置の追加

- 総合特区制度における規制の特例措置は、総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき、「国と地方の協議会」での議論を経て、措置されることとなります。
- 「国と地方の協議会」の協議を経て、規制の根拠等に応じて法律、政令、省令等の改正を行い、地域の実情に合わせたオーダーメイドの特例措置として、累次追加されることとなります。

① 法律で定められている規制の特例措置

- 法律で定められた規制の特例措置は、総合特別区域法の中で規定されます。総合特別区域法の改正法案が成立することにより、活用することができるようになります。

② 政令・省令で定められている規制の特例措置

- それぞれの法律に基づく政令や省令等で規定されている規制の特例措置については、総合特区法施行令(政令)、総合特区法施行規則(省令)に規定されることにより、活用することができるようになります。

③ 地方公共団体事務に関して政省令で規定する事項の条例委任の特例措置

- 地方公共団体の事務に関し、法律に基づき、政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令(政令)、総合特区法施行規則(省令)で定めるものについては、法改正なく当該事項の特例措置を条例で定めることができます。

当初から規定している規制の特例措置等

- 総合特区制度に向けた地域からの提案を踏まえ、当初から活用できる特例措置として、下記の事項について規定しています。

(1) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区共通の特例措置等

- ① 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例(通訳案内士法の特例)
- ② 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例)
- ③ 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)
- ④ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例(補助金適正化法の特例)
- ⑤ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

(2) 国際戦略総合特区のみの特例措置

- ⑥ 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)

(3) 地域活性化総合特区のみの特例措置

- ⑦ 従属発電の水利権許可手続の簡素化・迅速化(河川法及び電気事業法の特例等)
- ⑧ 特定酒類の製造事業・⑨ 特産酒類の製造事業(酒税法の特例)
- ⑩ PFI方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置(老人福祉法の特例)

- 総合特区の指定申請にあたっては、上記以外の地域の取組に応じた幅広い事項について、提案することができます。

税制上の支援措置

国際戦略総合特区に適用される税制措置

- 国際戦略総合特区においては、産業の国際競争力強化のための法人税の軽減措置が受けられます。(各事業年度ごとに以下の①～③の措置からの選択制となります。)
- ①投資税額控除 新たな機械、建物等の取得価額の15%(建物等は8%)を法人税額から控除
- ②特別償却 新たな機械、建物等の取得価額の50%(建物等は25%)を普通償却額に上積み
- ③所得控除 専ら特区内で規制の特例措置を活用した事業を行った場合、その事業により生じた課税所得の20%を損金に算入(5年間)

地域活性化総合特区に適用される税制措置

- 地域活性化総合特区においては、地域の志のある資金を結集するための措置として、総合特区において推進される事業を実施する事業者が個人が出資した場合に、当該個人の投資年度の総所得から、投資額(2,000円を超える部分)を控除する所得税の軽減措置が受けられます。

財政上の支援措置

総合特区推進調整費について

- 総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省庁の予算制度の重点的な活用を図ることとしています。
- これに加え、地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省庁の予算制度での対応が可能となるまでの間、内閣府計上の「総合特区推進調整費(H23予算額:151億円)」を各省庁に移替えて機動的に補完することとしています。
※調整費による支援額上限 国際戦略総合特区 20億円/計画・年 地域活性化総合特区 5億円/計画・年
- 総合特区推進調整費の用途は、以下の通りです。
 - ① 指定を受けた総合特区に関し、各府省庁において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合
 - ② 認定された総合特別区域計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各府省庁の予算制度での対応が可能となるまでの間(最長3年間)機動的に補完する場合※各府省庁の予算制度の要件を満たす場合のほか、総合特区計画の趣旨に基づき、予算制度の拡充をする場合にも活用可能です。(補助制度の要件緩和等の制度拡充を行った場合、拡充前の補助率を適用)

金融上の支援措置

総合特区支援利子補給金について

- 総合特区の推進に資する事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対して、当該金融機関が「地域協議会」の構成員となっている等の要件を満たしている場合、予算の範囲内で、「総合特区支援利子補給金(H23予算額:1.5億円、利子補給対象融資予定額:700億円)」(最大0.7%、5年間)の支給が受けられます。

総合特区に関する地域からの提案の概要

地域のニーズを踏まえた制度とするため、総合特区制度の制度設計に先立ち、規制の特例措置等について、新たな提案(アイデア)の募集を実施したところ、延べ278団体より計450件の提案をいただきました。

地方公共団体からの提案	延べ152団体	327件	国際戦略総合特区	92件
企業・団体等からの提案	延べ126団体	145件	地域活性化総合特区	358件

グリーン・イノベーション



環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成

51件



地域をエネルギー供給源とすることによる再生

60件



国家戦略としての資源リサイクル

31件

ライフ・イノベーション



今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成

52件



医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり

41件

アジア経済戦略



日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)

29件



先進的な産業・研究開発拠点の形成

41件



国際物流拠点等の国際競争力の強化

35件



コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信

12件

観光立国・地域活性化戦略



観光立国の推進

37件



農業・水産分野の国際競争力のある成長産業化

31件



森林・林業の再生と中山間地域の保全

18件

※ 提案募集は、平成22年7月～9月にかけて実施しました。

※ 本提案募集は、制度創設を行う上での新たなアイデアを募集したものであり、今後の指定、認定等の措置に結びつくものではありません。

※ 件数はそれぞれのテーマに関連する提案として当事務局で集計したものです(重複含む)。

お問い合わせ先

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室
(総合特区制度担当)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6F・7F

TEL: (03) 5510-2151 e-mail: sogotoc@cas.go.jp